自由科目の分類についての申し合わせ

どんな授業科目が「自由科目」の取扱いを受けるかは各コースのカリキュラムによって異なる。そこで、すべてのコースの学生に対し「自由科目」とみなされない授業科目およびすべてのコースの学生に対し「自由科目」とみなされる授業科目を定めた上で、任意の修得単位が「自由科目」の単位とみなされうる条件を各コースで定める。

1 すべてのコースの学生にとって自由科目の単位とみなされない授業科目

「法文スタンダード科目」

「教職に関する科目」

「学芸員に関する科目」

※付表第5・別表1に記載されている授業科目のみ。ただし「博物館実習」を除く。

「共通教育科目」

「保育学概論」「青年心理学」「野外教育指導論」(以上教育学部)

2 すべてのコースの学生にとって自由科目の単位とみなされる授業科目

「法文アドバンスト科目 I」「法文アドバンスト科目 II」から修得した単位のうち、6 単位を超えて修得した単位および「海外異文化体験実習」「アクティブ・ゼミ」の重複履修分単位

3 法学コース、地域社会コース、経済コースの学生にとって、自由科目の単位とみなされるものは、以下の それぞれの定義に当てはまる修得単位である。

定義1:人文学科開設科目 [『修学の手引』12~13頁(2)] から修得した単位(他学科)

※ただし「哲学概説」「倫理学概説」「経済学概論」「社会学概論」を除く。

定義2:他学部開設科目から修得した単位(他学部)

※「アドバンスト科目 II」は他学部開設科目とは見なされない。

4 多元地域文化コースの学生にとって、自由科目の単位とみなされるものは、以下のそれぞれの定義にあては まる修得単位である。

定義1:心理学コース開設科目〔『修学の手引』13頁2)〕から修得した単位(他コース)

定義2:法経社会学科開設科目 [『修学の手引』10~12頁(2)] から修得した単位(他学科)

※ただし「哲学概説」「倫理学概説」「経済学概論」「社会学概論」を除く。

定義3:他学部開設科目から修得した単位(他学部)

※「アドバンスト科目 II」は他学部開設科目とは見なされない。

■定義1~3にあてはまる単位を合計6単位以上修得しなければならない。

定義4:人文学科の学科共通科目(基礎)から修得した単位のうち、14単位を超えて修得した単位

定義5:多元地域文化コース科目(活用1・活用2)から修得した単位のうち、38単位を超えて修得し

た単位

5 心理学コースの学生にとって、自由科目の単位とみなされるものは、以下のそれぞれの定義にあては まる修得単位である。

定義1:多元地域文化コース開設科目[『修学の手引』12~13頁1)]から修得した単位(他コース)

定義2:法経社会学科開設科目 [『修学の手引』10~12頁(2)] から修得した単位(他学科)

※ただし「哲学概説」「倫理学概説」「経済学概論」「社会学概論」を除く。

定義3:他学部開設科目から修得した単位(他学部)

※「アドバンスト科目 II」は他学部開設科目とは見なされない。

■定義1~3にあてはまる単位を合計6単位以上修得しなければならない。

定義4:人文学科の学科共通科目(基礎)から修得した単位のうち、14単位を超えて修得した単位

定義5:心理学コース科目(活用1・活用2)から修得した単位のうち、36単位を超えて修得した単位

メモ1:上記の案が承認されたら、各コースの教務委員は『修学の手引』の以下の頁を修正する

- (1)「開講科目一覧表」の最後にある<コース制度の概要および卒業要件>
- (2) 付表第3「卒業資格取得のための単位修得規準表」

メモ2:上記の案が承認されたら、教務委員会は『修学の手引』38頁の「注意事項」を修正する